

## 令和8(2026)年度 償却資産簡易申告のご案内

柏崎市では、本案内文書が封入されていた方（前年度の申告内容で、**免税点未満（償却資産に係る課税標準額の合計が150万円未満）の方**）向けに、償却資産の簡易申告（オンライン申告）サイトを作成しています。

令和8(2026)年1月1日時点の償却資産の保有状況が、以下1のどちらかに当てはまる方は、オンライン申告が可能ですので、ぜひ御活用ください。

オンライン申告をしていただくことで、**紙面の郵送やeLTAXによる申告等は不要となります。**

### 1 令和8(2026)年度償却資産簡易申告の対象となる方

**「柏崎市に申告すべき資産がない(柏崎市内に償却資産を保有していない)方」**  
もしくは、  
**「令和7(2025)年度中に新規に取得した資産や除却した資産がない方」**

### 2 簡易申告の方法

以下のQRコードを読み取り、必要項目を入力してください。（裏面の申請方法参照）

※市ホームページにもリンクを掲載しています。

→トップページ「キーワードから探す」→ **償却資産簡易申告** 検索



### 3 留意点

※以下に該当する場合は簡易申告（オンライン申告）では受付不可のため、紙面の提出やeLTAX等での申告をお願いします。

- ①令和7(2025)年度中に申告内容に変更（資産の増減、所在地・納税通知書の送付先及び申告者名等の変更、市外への移転、廃業等）があった場合
- ②令和7(2025)年度以前の申告内容に誤りがあった場合

※オンライン申告が難しい場合は、従来どおりの紙面の提出やeLTAX等での申告をお願いします。

## ○申告方法（スマートフォンでの申告方法）

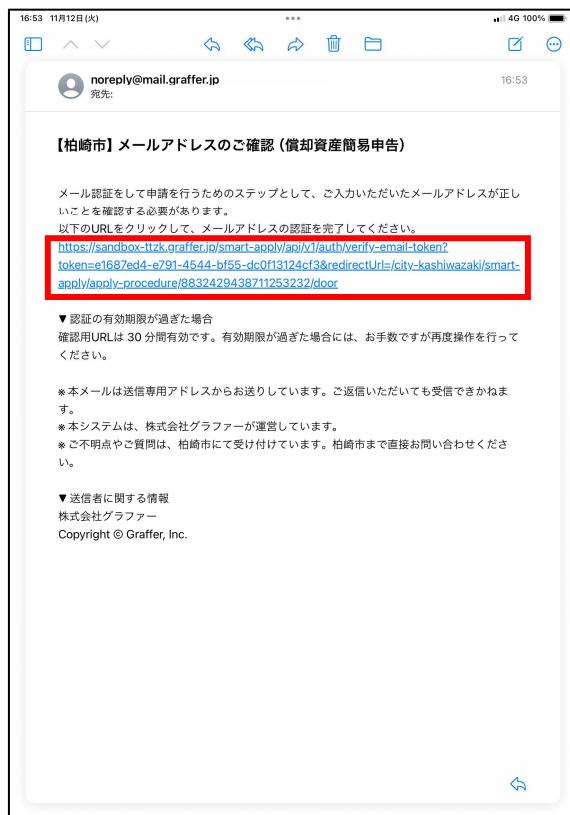
### 1 <アカウント登録せずにメールで申請> をクリック



### 2 メールアドレスを入力し、「確認メールを送信」をクリック



### 3 以下のメールが届いたらURLをタップ



### 4 以下の画面が表示されたら必要項目を入力してください。



(※)Graffer アカウントを新規登録またはログインして申告いただいても結構です。